

株 主 各 位

第19回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第19回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「主要な事業内容」、「主要な拠点等」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等の状況」、「会社役員との責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結計算書類」の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、ならびに「計算書類」の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.cyberagent.co.jp>）に掲載しております。

事業報告

1. 主要な事業内容（平成28年9月30日現在）

セグメント	事業内容
メディア事業	AbemaTV、FRESH!、Ameba等
ゲーム事業	スマートフォン向けゲーム事業等
インターネット広告事業	広告代理事業・動画広告事業、アドテクノロジー事業等
投資育成事業	コーポレートベンチャーキャピタル事業、ファンド運営等
その他事業	スマートフォン及びPCメディアの運営等

2. 主要な拠点等（平成28年9月30日現在）

当社	本社：東京都渋谷区
(株)AbemaTV	東京都渋谷区
(株)Cygames	東京都渋谷区
(株)CyberZ	東京都渋谷区

3. 主要な借入先の状況（平成28年9月30日現在）

記載すべき重要な事項はありません。

4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

5. 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成28年9月30日現在)

		第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成23年10月27日	平成23年12月16日	平成24年12月14日
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額		無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額		2,504円	2,504円	1,770円
権利行使期間		平成25年12月17日から 平成33年12月16日まで	平成25年12月17日から 平成33年12月16日まで	平成26年12月15日から 平成34年12月14日まで
新株予約権の行使の条件		(別記1)	(別記1)	(別記1)
役員 の 保 有 状 況	区分	取締役	取締役	取締役
	新株予約権の数	96個(注1)	1,271個	733個
	新株予約権の目的となる株式の数	9,600株	127,100株	73,300株
	保有者数	1名	4名	4名

		第11回新株予約権
発行決議日		平成27年10月8日
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の払込金額		無償
権利行使時1株当たりの行使価額		1円
権利行使期間		平成30年10月10日から 平成37年10月9日まで
新株予約権の行使の条件		(別記2)
役員 の 保 有 状 況	区分	取締役
	新株予約権の数	741個
	新株予約権の目的となる株式の数	74,100株
	保有者数	8名

- (注) 1. 取締役1名が保有する新株予約権96個については取締役就任前に付与されたものです。
 2. 社外取締役はありません。
 3. 当社は、平成28年10月1日付で、株式1株に対し2株の割合で株式分割を行っております。従いまして、同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数及び行使に際して出資される1株当たりの財産の価額が、それぞれ分割割合に応じて調整されます。(ただし、第11回新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は、1円のままとなります)。

(別記1) 新株予約権の行使の条件

1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。

2. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。
3. 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。
4. 新株予約権の一部を行行使することができる。
5. 前各号の他、権利行使の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権付与に関する契約に定めるところによる。

(別記2) 新株予約権の行使の条件

1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
3. 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。
4. 新株予約権の一部を行行使することができる。
5. 前各号の他、権利行使の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権付与に関する契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況

(平成28年9月30日現在)

	第11回新株予約権
発行決議日	平成27年10月8日
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	1円
権利行使期間	平成30年10月10日から 平成37年10月9日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)
交付した当社従業員(当社役員を除く)	32名(783個)
交付した当社子会社の取締役	17名(330個)

(注) 当社は、平成28年10月1日付で、株式1株に対し2株の割合で株式分割を行っております。従いまして、同日以降に新株予約権を行行使する際には、新株予約権の目的となる株式数が、分割割合に応じて調整されます。

(別記) 新株予約権の行使の条件

1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
3. 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。
4. 新株予約権の一部を行行使することができる。
5. 前各号の他、権利行使の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権付与に関する契約に定めるところによる。

6. 会社役員との責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

7. 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	71百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	73百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程等に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により、保存する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告する。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施する。また、内部監査室は、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告する。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、担当取締役に対し、当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ。）全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理する。また、関係会社管理規程を設け、当社グループ各社が個々の業績を進展させ、当社グループ全体の業績向上に寄与するために、当社子会社の業績に関する定期的な報告体制を構築すると共に、当社子会社における一定の重要事項及びリスク情報に関しては、当社取締役会に対して、事前に報告することを義務づけ、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項とする。さらに、内部監査室は、当社子会社に対する監査を定期的に行い、当社取締役会に報告する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。

7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、その指揮命令に従う。また、当該使用人の人事異動につき、監査役会の意見を尊重する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

取締役、経営本部及び内部監査室は、当社グループに関する以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、常勤監査役は監査役会において、当該報告を提出する。

- i. 重要な機関決定事項
- ii. 経営状況のうち重要な事項
- iii. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- iv. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- v. 重大な法令・定款違反
- vi. その他、重要事項

監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、監査法人、法律顧問と意見交換等を実施する。また、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等进行处理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

2. リスク管理体制について

取締役、経営本部及び当社グループ各社のリスク担当が連携し、リスク管理体制の強化、推進に努め、緊急時対応規程において、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

3. 内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程、ならびに業界団体の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査役会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査しております。また、内部監査室は、四半期毎に複数の部署及び当社グループ各社に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役会に対し報告を行っております。

4. 監査役の職務の執行について

監査役3名（うち社外監査役2名）は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

常勤監査役は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署及び当社グループ各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,203	2,549	55,788	△940	64,601
会計方針の変更による累積的影響額		98	△3,218		△3,119
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,203	2,648	52,570	△940	61,481
当期変動額					
剰余金の配当			△3,138		△3,138
自己株式の処分		54		174	229
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,077			2,077
連結範囲の変動			522		522
持分法の適用範囲の変動			6		6
親会社株主に帰属する当期純利益			13,612		13,612
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	2,132	11,002	174	13,309
当期末残高	7,203	4,780	63,573	△765	74,791

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,678	426	2,105	234	10,761	77,702
会計方針の変更による累積的影響額						△3,119
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,678	426	2,105	234	10,761	74,582
当期変動額						
剰余金の配当						△3,138
自己株式の処分						229
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						2,077
連結範囲の変動						522
持分法の適用範囲の変動						6
親会社株主に帰属する当期純利益						13,612
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	761	△518	243	282	4,196	4,722
当期変動額合計	761	△518	243	282	4,196	18,031
当期末残高	2,440	△91	2,348	516	14,957	92,614

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- i. 連結子会社数 84社
- ii. 主要な連結子会社の名称
 - (株)AbemaTV
 - (株)Cygames
 - (株)サムザップ
 - (株)アプリボット
 - (株)シーエー・モバイル
 - (株)CyberZ
 - (株)サイバーエージェント・ベンチャーズ

② 主要な非連結子会社の名称等

- i. 主要な非連結子会社の名称
CyberAgent AD.AGENCY SINGAPORE PTE. LTD.
- ii. 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

- i. 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社数 9社
- ii. 主要な会社等の名称
AWA(株)
(株)AbemaNews

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称等

- i. 主要な会社等の名称
CyberAgent AD.AGENCY SINGAPORE PTE. LTD.
- ii. 持分法を適用しない理由
持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用対象から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

- i. 当該会社等の名称
PT.Kurio 他
- ii. 関連会社としなかった理由
当社の営業目的である投資育成のために取引したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通して、投資先会社の支配を目的としたものではないため関連会社としておりません。

(3) 連結範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

(株)AIメッセージ他4社は新規設立により、(株)草薙他2社は株式取得により、微告香港集团有限公司他11社は重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(株)Sanrenp他3社は解散等により、(株)Uniface他7社は重要性の観点から、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用の範囲の変更

(株)TAGGY他5社は株式取得等により、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

BEENOS(株)他1社は株式売却等により、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、塞博艾坚特（北京）投资咨询有限公司他9社の決算日は12月31日、MicroAd India Private Limitedの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日において、連結計算書類作成の基礎となる計算書類を作成するために必要とされる決算を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ii. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i. 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物及び構築物5～15年、工具、器具及び備品5～8年であります。

ii. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

i. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ii. 勤続慰労引当金

従業員の勤続に対する慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

i. のれんの償却に関する事項

個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。なお、金額的に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。

ii. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

iii. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(3)、連結会計基準第44－5項(3)及び事業分離等会計基準第57－4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、従来の会計処理と比較し、当連結会計年度の期首において、のれんが3,119百万円、利益剰余金が3,218百万円それぞれ減少し、資本剰余金が98百万円増加しております。また、支配が継続している子会社の持分変動等により、当連結会計年度末の資本剰余金が2,077百万円増加する一方で、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が3,423百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が2,382百万円それぞれ減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」(前連結会計年度は5,687百万円)は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。

(連結損益計算書)

(1) 前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「為替差損」(前連結会計年度2百万円)は、当連結会計年度において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

(2) 前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」(前連結会計年度0百万円)は、当連結会計年度において、特別利益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 63,213,300株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成27年12月11日開催第18回定時株主総会決議による配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年12月11日 定時株主総会	普通株式	3,138	50	平成27年9月30日	平成27年12月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成28年12月16日開催予定の第19回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年12月16日 定時株主総会	普通株式	3,142	利益 剰余金	50	平成28年9月30日	平成28年12月19日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日	平成23年10月27日	平成23年12月16日	平成24年12月14日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	22,900株	179,000株	101,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、メディア事業、ゲーム事業及びインターネット広告事業といった、インターネットユーザー及び広告主の両方向に接点を持ったインターネット総合サービスを提供しており、当該サービスから発生する資金負担の可能性に備えるため、手許流動性の維持に加え、複数の取引金融機関と当座貸越及びコミットメントライン契約を締結し、資金需要に備えております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に関するリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、新規取引先等の審査及び与信管理を行っております。また、経理規程に従い、営業債権について、各事業部門における管理部門と経理部門の協働により、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しており、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	51,774	51,774	—
② 受取手形及び売掛金	42,572	42,572	—
③ 営業投資有価証券	5,096	5,096	—
④ 投資有価証券	2,792	2,792	—
資産計	102,235	102,235	—
① 買掛金	(27,601)	(27,601)	—
② 未払金	(13,138)	(13,138)	—
③ 未払法人税等	(11,169)	(11,169)	—
負債計	(51,909)	(51,909)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 営業投資有価証券、④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	
非上場株式	6,011
非上場債券	281
投資事業組合等への出資金（＊）	1,201
合計	7,495
投資有価証券	
非上場株式	2,704
投資事業組合等への出資金（＊）	197
合計	2,902

（＊）投資事業組合等への出資金のうち、投資事業組合等の組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,774	—	—	—
受取手形及び売掛金	42,572	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 613円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 108円36銭

(注) 当社は、平成28年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。このため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

計算書類

株主資本等変動計算書（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	7,203	2,289	259	2,549	32,935	32,935
当期変動額						
剰余金の配当					△3,138	△3,138
自己株式の処分			54	54		
当期純利益					12,298	12,298
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	54	54	9,159	9,159
当期末残高	7,203	2,289	314	2,604	42,094	42,094

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△940	41,747	1,223	218	1,441	231	43,420
当期変動額							
剰余金の配当		△3,138					△3,138
自己株式の処分	174	229					229
当期純利益		12,298					12,298
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			109	△227	△118	274	155
当期変動額合計	174	9,388	109	△227	△118	274	9,544
当期末残高	△765	51,136	1,332	△9	1,323	505	52,965

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券（営業投資有価証券を含む）
 - i. 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。
 - ii. 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物5～15年、工具器具備品5～8年であります。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。
- ② 勤続慰労引当金
従業員の勤続に対する慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました特別損失の「移転費用」（前事業年度355百万円）は、当事業年度において、特別損失の総額の100分の10以下となったため、「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示したものを除く。）は次のとおりであります。

短期金銭債権	6,040百万円
短期金銭債務	2,358百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引は以下のとおりであります。

営業取引による取引高の総額

売上高	19,329百万円
売上原価	23,803百万円
販売費及び一般管理費	4,418百万円
営業取引以外の取引による 取引高の総額	3,441百万円

(2) 関係会社売却益は、BEENOS(株)株式の全株式売却に係るものが4,273百万円、(株)マイクロアド株式の一部売却に係るものが3,364百万円であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	362,200株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

営業投資有価証券評価損	220百万円
未払事業税	244百万円
貸倒引当金	1,127百万円
関係会社株式評価損	768百万円
ソフトウェア償却費	714百万円
未払金	589百万円
株式報酬費用	103百万円
勤続慰労引当金	201百万円
その他	681百万円

繰延税金資産 合計	4,651百万円
-----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△597百万円
資産除去債務	△157百万円

繰延税金負債 合計	△754百万円
-----------	---------

繰延税金資産（負債）の純額	3,896百万円
---------------	----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当する事項はありません。

(2) 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)AbemaTV	(所有) 直接 60.0	役員の兼任 出向等	資金の貸付 (注1)	8,500	関係会社 長期貸付金	8,500
				利息の受取 (注1)	4	—	—
	(株)7gogo	(所有) 直接 51.0	役員の兼任 出向等	資金の貸付 (注1)	360	関係会社 短期貸付金 (注2)	192
				資金の回収	20	関係会社 長期貸付金 (注2)	2,808
関連会社	AWA(株)	(所有) 直接 48.5	役員の兼任 出向等	利息の受取 (注1)	17	—	—
				資金の貸付 (注1)	900	関係会社 短期貸付金	500
				利息の受取 (注1)	2	関係会社 長期貸付金	400

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 当事業年度において3,000百万円の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額を計上しております。

(3) 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等 の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者	岡本 保朗	(被所有) 直接 0.04 間接 —	専務取締役	ストック・ オプションの 権利行使	11	—	—
	中山 豪	(被所有) 直接 0.27 間接 —	常務取締役	ストック・ オプションの 権利行使	11	—	—
	小池 政秀	(被所有) 直接 0.03 間接 —	常務取締役	ストック・ オプションの 権利行使	11	—	—
	山内 隆裕	(被所有) 直接 0.03 間接 —	取締役	ストック・ オプションの 権利行使	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 平成17年12月18日、平成23年12月16日及び平成24年12月14日開催の定時株主総会決議により、付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 417円33銭
(2) 1株当たり当期純利益 97円89銭

(注) 当社は、平成28年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。このため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。